

諮問番号 令和2年度諮問第1号

答申番号 令和2年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求について、本件処分のうち、本件審査請求の裁決までの間に既に取立てが完了した審査請求人の老齢年金に係る債権についての差押処分の取消しを求める部分を却下し、その余の請求を棄却する、との審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、①請求人は老齢年金のみで生計を立て最低限の生活をしているところ、老齢年金の差押えは生存権を侵害するものである、②固定資産税の納税義務は時効により消滅している、③固定資産税は任意売却に伴う差押えの解除により消滅している、として、三島市長（以下「処分庁」という。）が行った地方税法（昭和25年法律第226号）第373条第1項の規定に基づく固定資産税に係る滞納処分としての老齢年金支払請求権に対する差押処分（以下「本件処分」という。）が違法又は不当であるとして、その取消しを求めたものである。

2 事案の概要

- (1) 平成19年4月13日から平成31年4月1日までの間、処分庁は請求人に対し、随時、固定資産税の納税通知書、督促状及び催告状を発付し、電話及び対面折衝で納税を促してきたが、完納されなかった。
- (2) この間、処分庁は請求人に対して、平成20年7月23日の納付誓約書の提出から、督促状の発付、差押え、交付要求等を行い、請求人からは一部納付を受けている。
- (3) 平成22年3月18日には、本件固定資産税の課税客体である不動産の差押えを執行したが、請求人の債務整理に伴う任意売却に際し、平成23年7月13日及び同年11月14日、一部納付を条件に同差押えを解除した。
- (4) 令和元年9月24日、処分庁は請求人に対して、同日付けの差押調書（三財市第

13006050号)を送付し、請求人及び扶養親族3名で計算した法定額による老齢年金支払請求権に対する差押えを執行した。

(5) その後、配偶者に扶養控除額を超える給与所得があることが判明し、扶養親族2名での法定額の差押えに切り替える方針でいたところ、請求人から引っ越し等により出費がかさむため、差押額を見直してほしいとの申し出があった。

(6) 令和元年10月3日、折衝の結果、請求人から「年金等の差押えに関する承諾書」が提出されたことから、令和元年10月28日、処分庁は請求人に対して、同年11月18日付けの差押調書(三財市第03006066号)を送付し、令和元年12月以降支給分の年金より本人承諾額金10,000円及び令和2年2月以降支給分の年金より本人承諾額金80,000円を差し押さえることとした(本件処分)。

これに伴い、これまでの令和元年9月24日付け三財市第13006050号の法定額による差押処分を解除した。

3 審査請求手続の経過

- (1) 令和元年12月25日、請求人は本件審査請求を提起した。
- (2) 令和2年3月12日、処分庁は審理員に対して弁明書を提出した。
- (3) 令和2年3月30日、請求人は審理員に対して反論書を提出した。
- (4) 令和2年4月6日、処分庁は審理員に対して再弁明書を提出した。
- (5) 令和2年4月16日及び同月21日、審理員は請求人から、口頭にて事情を聴取し、同日、請求人は審理員に対して再反論書を提出した。
- (6) 令和2年5月1日、審理員は処分庁に対して、請求人から口頭にて聴取した前記事情を伝えるとともに、弁明書の提出を求めた。
- (7) 令和2年5月19日、処分庁は審理員に対して弁明書(3回目)を提出した。
- (8) 令和2年11月20日、審理員は審査庁に対して審理員意見書を提出した。
- (9) 令和2年11月24日、審査庁は当審査会に対して諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人は、本件処分により差し押さえられた老齢年金と親兄弟の援助を受けて、障害のある長男との生活費と未成年の長女の教育費を負担しながら、最低限度の生活をしている。

本件処分は、日本国憲法に定められた生存権を侵害するものである。

- (2) 本件処分は、既に10年以上前に発生した固定資産税であり、納税日より5年（地方税3年）を経過していることから、納税義務は時効により消滅している。
- (3) 当該固定資産税の土地についても、10年近く前に第三者に任意売却されており、その時点で差押解除しており固定資産税は法律上消滅している。

2 処分庁の主張

- (1) 本件固定資産税は、課税客体である土地、家屋の売買による所有権移転及び差押解除によって、過去の課税が法律上消滅することはない。
また、徴収権についても、差押え（民法（明治29年法律第89号）第147条第2号）、一部納付及び債務承認（同条第3号）、交付要求（地方税法第18条の2第3項）等により、随時、時効の中断がなされており消滅していない。
- (2) 現在効力を有する年金の差押処分の金額については、請求人の承諾を受けたものであり、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第76条第1項の規定により扶養人数等を考慮し算出される差押可能額2か月毎83,000円を下回る2か月毎80,000円とするなど、請求人が主張する憲法に定められる生存権を侵害するものではない。
- (3) よって、本件処分については、請求人が固定資産税を滞納し、完納に向けた真摯な自主納付の意思がみられなかったため、地方税法第373条第1項の規定に基づき執行されたものであって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求のうち、本件処分によって差し押さえられた債権（以下「被差押債権という。）で既に取り立てられた部分に係る処分の取消しを求めるものについては不適法であるから却下し、被差押債権で取立てが行われていない部分に係る処分の取消しを求めるものについては理由がないため棄却すべきである。

2 理由

- (1) 本件審査請求に係る請求の利益について

ア 処分の取消しを求める審査請求は、審査請求が認容された場合に実際に救済される法律上の利益が必要であり、請求人に当該処分の取消しを求める法律上の利益があることが審査請求に係る基本的な要件となる。

イ 処分の取消しを求める審査請求において、当該処分が執行されることによってその目的が達成された場合には、当該処分を取り消すことによって除去すべき法的効果は消滅したこととなるから、当該処分を取り消すことによって法的に原状回復義務が生じるとか、当該処分がされたことを理由に法律上の不利益を課す旨の法令の規定が存在する場合を除いて、当該処分の取消しを求める法律上の利益は消滅すると解するのが相当である。

ウ 差し押さえた債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る税金を徴収したとみなすこととされていることから（国税徴収法第67条第3項）、差押処分は、差し押さえた債権を取り立てることにより、その目的を達してその法的効果が消滅するものと解される。

エ 上記イ及びウを踏まえて本件処分についてみると、被差押債権のうち既に取り立てられた部分に係る処分については、その目的を達してその法的効果が消滅しており、請求人が当該処分の取消しを求める法律上の利益は存在しないものと解するのが相当である。

したがって、本件審査請求のうち、被差押債権で既に取り立てられた部分に係る処分の取消しを求めるものについては、法律上の利益を欠き、不適法であるから、却下すべきである。

オ 他方、上述した法律上の利益が存在しないとした部分のほか、被差押債権のうち取立てが行われていない部分に係る処分の取消しを求めるものについては、当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は失われていないと解される。

(2) 本件処分の違法性及び不当性について

ア 本件処分の手続について

(ア) 請求人は、令和元年10月28日当時、滞納市税及び滞納市税に係る延滞金の合計6,444,053円を滞納していたことから、処分庁は、請求人の財産のうち年金の支払請求権の差押手続を行うため（地方税法第373条第1項）、第三債務者である厚生労働省に債権差押通知書を送達し（国税徴収法第62条第1項）、作成した差押調書の謄本を請求人に交付した上で（同法第54条）、当該債権を取り立てている（同法第67条第1項）。

このことから、本件処分は、債権差押に係る法定の手続に則っており、違法又は不当な点は見られない。

(イ) また、国税徴収法第76条第1項及び第77条第1項の規定は、給与、年金等による収入が一般の給与等生活者の生計に占める重要性に鑑み、これらの者の最低生活の維持等に充てられるべき金額に相当する給与、年金等の差押禁止を定めているところ、処分庁はこの規定に従い、法定の差押禁止金額を控除した差押えを執行しており、また、請求人の長男及び長女を「生計を一にする親族」とみなして、この差押禁止金額の算定を行っていることなどからしても、適法かつ妥当な処分であるといえる。

イ 徴収権の時効について

請求人は時効により納税義務が消滅している旨主張するが、令和元年10月30日付け本件処分が執行されるまで、差押え（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）第147条第2号）、一部納付及び債務承認（同条第3号）、交付要求（地方税法第18条の2第1項第3号）等により、随時、時効の中断がされていたことからすると、徴収権は消滅していないものといえる。

ウ 任意売却及び差押解除による固定資産税の消滅について

請求人は、本件処分の原因となる課税の客体である土地は10年近く前に第三者に任意売却されており、その時点で差押解除しているため、その土地の固定資産税は法律上消滅している旨主張するが、そのように解すべき法令上の根拠はないことからすると、この主張を採用することはできない。

(3) まとめ

以上検討したとおり、処分庁が行った本件処分については、違法又は不当な点は見受けられない。

第5 審査庁の判断

審査員意見書のとおり、本件審査請求のうち、既に取立てが完了した請求人の老齢年金に係る債権についての差押処分の取消しを求める部分を却下し、その余の請求を棄却すべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会では、本件審査請求について以下のとおり審議した。

令和2年11月24日 審査庁から諮問書を受理

令和2年12月17日 審議

令和3年 1月25日 審議

令和3年 2月22日 答申

第7 審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求に係る審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 本件審査請求に係る請求の利益について

(1) 差し押さえた債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る税金を徴収したとみなすこととされていることから（国税徴収法第67条第3項）、差押処分は、差し押さえた債権を取り立てることにより、その目的を達してその法的効果が消滅するものと解される。

(2) これを本件処分についてみると、本件処分に基づき、処分庁の取立てに応じ、第三債務者から処分庁に、令和元年12月20日に10,000円、令和2年2月20日、同年4月20日、同年6月18日及び同年8月19日に各80,000円、令和2年10月16日に60,000円（請求人の妻の給与が新型コロナウイルスの影響で月額10,000円程度減額されたことが確認されたため、本来の額である80,000円から20,000円を請求人に返金している。）、令和2年12月17日に80,000円、令和3年2月16日に80,000円がそれぞれ支払われたことが確認されている。

したがって、本件処分は、既に取り立てられた範囲につき、その目的を達してその法的効果が消滅しているものであり、本件処分を取り消しても上記の受給権が回復されるものでもないから、本件処分のうち、既に取り立てがなされた当該部分の取消しを求める点については、請求の利益を有しないものである。

なお、継続収入の債権の差押えの効力は、徴収すべき税の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶことから（国税徴収法第66条）、本件処分のうち、いまだ取立てがなされていない部分については、なお、請求の利益が存するものである。

3 本件処分の違法性及び不当性について

(1) 本件処分の手続について

ア 法令の定め

地方税法第373条第1項は、固定資産税における滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとしている。

また、差押処分に当たっては、その通知を第三債務者に対して送達し（国税徴収法第62条第1項）、差押調書の謄本を滞納者に交付しなければならないとされている（国税徴収法第54条第2号）。

一方で、国税徴収法第76条第1項及び第77条第1項の規定は、給与、年金等による収入が一般の給与等生活者の生計に占める重要性に鑑み、これらの者の最低生活の維持等に充てられるべき金額に相当する給与、年金等の差押禁止を定めている。

イ 本件処分について

(ア) 請求人は、平成19年度第4期以降の市税（固定資産税）及びこれに係る延滞金を滞納していたことから、処分庁は、平成20年3月25日に平成19年度第4期に係る督促状を発付し、以降、平成24年3月23日に平成23年度第4期に係る督促状を発付するまで、滞納が生ずる毎に各滞納分に係る督促状を発付している。

そして、当該各徴収金につき、処分庁は請求人に対して、平成22年3月18日付け、平成24年11月15日付け、平成29年5月29日付けで差押手続を行ったものの、前記督促に係る徴収金が完納されなかったことから、令和元年8月28日付けで差押決議を行い（三財市第13006050号）、債権差押通知書は同年9月3日に第三債務者である厚生労働省に送達され、差押調書の謄本は同年9月24日に請求人に対して発送されている。

(イ) その後、請求人から引っ越し等により出費がかさむため、差押額を見直してほしいとの申し出があったところ、折衝の結果、請求人から令和元年10月3日付け「年金等の差押えに関する承諾書」が提出されたことから、これに基づき、令和元年10月28日、処分庁は第三債務者に対して、同日付けの債権差押通知書（三財市第03006066号）を送付し、令和元年12月以降支給分の年金より本人承諾額金10,000円及び令和2年2月支給分の年金より

本人承諾額金80,000円を差し押さえるとともに、令和元年8月28日付け差押処分（三財市第13006050号）を解除した。

なお、令和元年10月28日付けの差押処分に係る通知は同年10月30日に第三債務者である厚生労働省に送達され、差押調書の謄本は同年11月18日に請求人に対して発送されている。

- (ウ) 以上のとおり、前記令和元年8月28日付け債権差押処分（三財市第13006050号）及び令和元年10月28日付け債権差押処分（三財市第03006066号）はいずれも、督促状発付の10日経過後に行われており、債権差押通知書は第三債務者に送達され、差押調書の謄本も請求人に送付されている。

また、本件処分は令和元年10月3日付けの請求人作成の承諾書に基づき行われており、差し押さえられた年金の金額についても請求人の承諾を受けたものである上、国税徴収法第76条第1項の規定により扶養人数等を考慮し算出される差押可能額2か月毎83,000円を下回る2か月毎80,000円とされている。

- (エ) したがって、本件処分は前記債権差押に係る法定の手續に則っており、違法性及び不当性は認められない。

(2) 徴収権の時効について

ア 法令の定め

地方税法第18条によれば、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限（以下「納期限」という。）の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅するとされている。

しかしながら、差押え（改正前民法第147条第2号）、債務承認（一部納付を含む。）（同条第3号）、交付要求（地方税法第18条の2第1項第3号）等があった場合には、これにより時効が中断するとされている。

イ 本件処分について

- (ア) 本件処分に係る以下の滞納市税（固定資産税）については、令和元年10月28日付け本件処分までの間、処分庁作成の別紙「審査請求人が滞納している固定資産税に係る徴収権の消滅時効の中断について」記載のとおり、債務の承認、差押え、交付要求、一部納付等により、時効が中断しているものと解される。

- a 平成19年第4期（納期限：平成20年3月5日）
- b 平成20年第3期（納期限：平成21年1月5日）
- c 平成20年第4期（納期限：平成21年3月5日）
- d 平成21年第2期（納期限：平成21年9月7日）
- e 平成21年第3期（納期限：平成22年1月5日）
- f 平成21年第4期（納期限：平成22年3月5日）
- g 平成22年第1期（納期限：平成22年4月15日）
- h 平成22年第2期（納期限：平成22年4月15日）
- i 平成22年第3期（納期限：平成22年4月15日）
- j 平成22年第4期（納期限：平成22年4月15日）
- k 平成23年第1期（納期限：平成23年5月6日）
- l 平成23年第2期（納期限：平成23年9月5日）
- m 平成23年第3期（納期限：平成24年1月5日）
- n 平成23年第4期（納期限：平成24年3月5日）

(イ) したがって、本件処分に係る各滞納市税（固定資産税）については、時効が中断されていると認められることから、徴収権は消滅しておらず、本件処分に違法性及び不当性は認められないというべきである。

(3) 任意売却及び差押解除による固定資産税の消滅について

ア 法令の定め

課税客体である土地が第三者に売却され、あるいは、同土地に対する差押えが解除されたことにより、同土地に係る固定資産税が法律上消滅すると解すべき法令上の根拠は見当たらない。

イ 本件処分について

(ア) 固定資産税は、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日として（地方税法第359条）、固定資産の所有者に課するとされている（同法第343条第1項）。また、固定資産税の納税者は、納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、一定の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないとされている（同法369条第1項及び附則第3条の2第1項）。

(イ) そして、上記のとおり地方税法に基づき課された固定資産税については、その後、納税義務者が当該不動産の所有権を失ったとしても、その支払を免除されるとの法令上の根拠は存在せず、また、当該不動産に対する差押えが解除された場合も同様である。

(ウ) したがって、固定資産税の課税客体である不動産が第三者に任意売却され、あるいは差押解除となったとしても、これにより当該土地の固定資産税が法律上消滅するということはないと解されるから、本件処分に違法性及び不当性は認められないというべきである。

4 請求人の主張について

(1) 請求人は、請求人及び障害のある長男、未成年の長女は差押処分を受けた年金のみで生計を立て、最低限の生活をしているから、本件老齢年金の差押えは憲法の定めた生存権（憲法第25条）を侵害するものである旨主張する。

(2) しかしながら、処分庁が行った差押処分の金額は、国税徴収法第76条第1項の規定により扶養人数等（長男及び長女の計2名。なお、処分庁は、配偶者については相当額の給与収入を得ていることを把握していることから、扶養人数から除外している。）を考慮し算出される差押可能額2か月毎83,000円を下回る2か月毎80,000円とされているところ、同条項は憲法上国民に保障された生存権に配慮して定められたものであると解されることから、これに基づき算出される差押可能額を下回る本件処分は請求人の生存権を侵害するものとは言えないというべきである。

(3) また、請求人は、長男が障害を有することから通院が必要である上、就業することができない点を指摘するが、処分庁は請求人から、同人の長男が障害等級2級の認定を受けていること及び長男には相当額の障害年金が支給されていることを確認しており、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(4) さらに、請求人は、生計を立てるために生活費の安い〇〇県に移住したものの、やはり生計の維持が難しかったことから別居生活を選択し、そのための生活費が必要となっている旨主張するが、請求人が主張する必要生活費は2か月分で合計600,000円（月額300,000円）にも及び、処分庁より過大である旨指摘を受けて見直した後の金額でも月額202,000円である上、請求人の主張する「月額38,700円」の後期高齢者医療保険料は「年額38,700円」が正しく、月額換算すると3,225円であること等に鑑みれば、二重生活の解消の検討も含

めて、生活費の更なる見直しが可能であるというべきであり、見直しにより生活費が適正額となれば、国税徴収法第76条第1項により算出される差押禁止額である月額200,500円の範囲内で十分に生活が可能であると解される。

(5) 加えて、現在効力を有する年金の差押処分（本件処分）の金額については、令和元年10月3日付け「年金等の差押えに関する承諾書」により、請求人自身が承諾している。

(6) したがって、上記請求人の各主張については、いずれも理由がないというべきである。

5 結論

以上検討したとおり、処分庁が行った本件処分については、違法又は不当な点は見受けられないことから、「第1 審査会の結論」に記載したとおり、答申する。

令和3年2月22日

三島市行政不服審査会

会 長	内 笹 井	明
委 員	出 石	稔
委 員	小 島	健 昭